

福島県浜通り地区国道協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、福島県浜通り地区国道協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、福島県浜通り地区の国道の整備促進及び適切な維持管理を支援し、もって地域の振興発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係機関への整備促進活動
- (2) 道路愛護活動の啓蒙、道路管理充実の支援
- (3) 道路を生かした地域づくりの研究
- (4) 講演会、講習会等の開催
- (5) その他本会の目的を達成するために必要なこと

(会 員)

第4条 本会の構成は、いわき地区及び相双地区の一般国道沿道市町村の長をもって構成する。

(会 議)

第5条 会議は、会長が次の事項により招集し、会議の議長となる。

- (1) 通常総会は年1回
- (2) 臨時総会は会長が必要と認めるとき

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 監 事 1名

2 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

3 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 本会の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する
- (3) 監事は、会計を監査し、その結果を会議に報告する

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、会長の属する市町村に置く。

(経費)

第10条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は会長が定める。

附則 この規約は平成 2年12月14日から施行する。

附則 この規約は平成 7年 6月 1日から施行する。

附則 この規約は平成14年 5月 2日から施行する。